

## 有限会社サロン・ド・フジエ行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1、計画期間 平成29年1月12日～平成34年1月11日までの5年間

### 2、内容

<目標1> 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にします。  
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得するようにします。  
女性社員・・・取得率を80%以上にするようにします。

#### <対策>

平成29年1月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するための案内文書を会社内に掲示します。

平成29年1月～ 育児休業の取得希望者を対象にした説明会を実施します。

<目標2> 小学校入学前までの子を持つ従業員への所定外労働の制限措置を導入します。

#### <対策>

平成29年1月～ 従業員のニーズの把握、検討開始します。

平成30年2月～ 制度を導入します。

平成30年2月～ 説明会や周知文書の掲示により、従業員への周知を図ります。

<目標3> 平成30年2月までに、所定外労働を削減するため、時間外労働協定における延長時間の短縮を図ります。

#### <対策>

平成29年1月～ 時間外労働の実態把握とともに従業員のニーズの把握、検討開始します。

平成30年2月～ 時間外労働協定における延長時間の短縮した労使協定の締結を行います。

平成30年2月～ 説明会や周知文書の掲示により、従業員への周知を図ります。